

令和8年度 環境に配慮した経営促進助成事業交付要領

令和 8年 4月 1日
一般社団法人滋賀県トラック協会

1. 助成対象

環境に配慮した経営（以下「グリーン経営」という。）を推進する認証機関（交通エコモ財団）に対し、認証を取得又は更新した事業所。

2. 助成金予算額

78万円

3. 助成交付額

・取得又は更新した場合 上限30,000円（1事業所あたり）

4. 申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日（必着）

※上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点までとする。

5. 対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日

6. 要 綱

別添「環境に配慮した経営促進助成金交付要綱」のとおり

環境に配慮した経営促進助成金交付要綱

令和8年4月1日
一般社団法人滋賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という）の会員事業者が環境保全活動の自主的かつ継続的な取組み手段として、環境に配慮した経営（以下「グリーン経営」という。）を推進する認証機関に対し認証・登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策の推進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
グリーン経営を推進する認証機関とは、環境負荷の少ない事業運営の取組みを行っている事業者に対して、グリーン経営推進マニュアルに基づいて審査のうえ認証・登録事務を取扱う公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）をいう。

(助成対象)

第3条 滋ト協の会員事業者で第8条の期間において、交通エコモ財団のグリーン経営の認証・登録を取得又は更新し環境保全活動の継続的な向上を目指す事業者（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第2種貨物利用運送事業者に限る）とする。

(認証・登録に対する助成)

第4条 滋ト協は、会員事業者から交通エコモ財団のグリーン経営の認証・登録取得又は更新に係わる助成金の申請があった場合は、この要綱により助成対象となるものに対し、予算の範囲内で助成することができる。

(助成交付額)

第5条 前条に規定する助成交付額は、グリーン経営の認証・登録の取得又は更新に要した費用に対し次のとおり助成する。

・取得又は更新の場合 上限30,000円（1事業所あたり）

2 合計費用が助成交付額に満たない場合は、実際にかかった費用を全額助成する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、別に定める環境に配慮した経営促進助成金交付申請書（様式1）により滋ト協へ申請するものとする。

2 助成金の交付については、会費滞納事業者に対する取扱規程を適用する。

(申請期間)

第7条 この要綱に定める助成事業は、令和8年4月1日から令和9年2月26日(必着)とする。但し、予算枠に達した時点で終了とする。

(対象期間)

第8条 この要綱に定める対象期間は、令和8年4月1日から令和8年2月26日までとする。

(その他の必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、専門委員会で協議し、理事会をもって決定する。

(付 則) 令和8年4月1日制定

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

一般社団法人 滋賀県トラック協会 会長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
電話番号
担当者名

印

※代表者印をご捺印ください

環境に配慮した経営促進助成金交付申請書

このたび、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が推進するグリーン経営の認証を取得又は更新し登録を完了いたしました。つきましては、滋賀県トラック協会の「環境に配慮した経営促進助成金交付要綱」第6条に基づき費用の一部助成を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 認証事業所（新規・更新 いずれかに○印）

・ 認証年月日 : _____ 年 月 日
・ 事業所名 : _____ 営業所

2. 助成金申請額

¥ _____ 円

3. 助成金振込先

金融機関名 _____
本・支店名 _____
預金種別 普通預金・当座預金
口座番号 _____
口座名 _____

4. 添付書類

- (1) グリーン経営認証登録証のコピー
- (2) 認証・登録取得又は更新にかかる請求書及び明細書のコピー
- (3) 審査登録対象事業所一覧表のコピー
- (4) 認証・登録取得又は更新にかかる領収証のコピー